平成２６年（フ）第１１４０号
大阪市住吉区我孫子５丁目３番７号　コーポ雅Ⅱ302号
債務者　亀野　邦雄
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４１号
大阪市住吉区我孫子５丁目３番７号　コーポ雅Ⅱ302号
債務者　亀野　時子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１７７号
大阪市東淀川区西淡路５丁目２番６号フロンティア301号
債務者　竹中　広人
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８４号
大阪市旭区赤川４丁目８番38号、前住所大阪市旭区高殿２丁目12番１号
債務者　米澤　央
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８５号
大阪市旭区赤川４丁目８番38号、前住所大阪市旭区高殿２丁目12番１号
債務者　米澤　清子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８７号
大阪市平野区平野西１丁目５番20号ヴィラシャトー307
債務者　三栖　　勲
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８８号
大阪市平野区喜連西１丁目３番３―1004号
債務者　米田美代子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２号
和歌山県西牟婁郡白浜町935番地の２　305号
債務者　羽鳥　美華
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１７号
青森県三沢市岡三沢７丁目32番地６号　中川原貸家１号
債務者　堀内　直樹（旧姓楢山）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１８号
青森県十和田市大字三本木字下平259番地14
債務者　川村　設代
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第９９号
さいたま市北区東大成町１丁目123番地　フローレンス東大成
債務者　辻　　和代（旧姓厚見）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
埼玉県加須市北小浜1168番地　北小浜団地８棟404号
債務者　松本　幸弘
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
埼玉県川口市朝日５丁目14番22―511号　朝日東高層住宅
債務者　鵜沼　一生
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
三重県鳥羽市鳥羽５丁目10番21号
債務者　杉山あかね
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
奈良県香芝市逢坂２丁目630番地10　リオグランデ二上106号、前住所奈良県香芝市上中1180番地135
債務者　吉田　　務
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
奈良県葛城市忍海16番地１　第２コーポ松川103号
債務者　岩下　裕介（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
岡山県倉敷市中畝９丁目15番28号　D102
債務者　本多　史明
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係